

令和7年度 指名停止通知済業者一覧表(1)

会社名 本社所在地	指名停止期間	指名停止地域	指名停止理由
1 株式会社NIPPO 東京都中央区	自 令和7年4月11日 至 令和7年8月10日 (4ヶ月間)	管内全域	株式会社NIPPOは、東京航空局が令和4年度に発注した「東京国際空港A誘導路等舗装改修工事」の舗装工において、設計図書で指定したアスファルト合材と異なる再生骨材が混入したアスファルト合材を使用したことが判明した。 措置要領別表第 1 第2号 (過失による粗雑工事) 第 2 第15号 (不正又は不誠実な行為)
2 鹿島道路株式会社 東京都文京区	自 令和7年4月11日 至 令和7年7月10日 (3ヶ月間)	管内全域	鹿島道路株式会社は、北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事において、過失による粗雑工事を行っていたことや、他社が受注した関東・北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事において、契約図書や当該受注者の指定と異なるアスファルト合材の出荷や事実と異なる出荷伝票が、社内において容認されていたことが発覚した。 措置要領別表第 2 第15号 (不正又は不誠実な行為)
3 丸和工業株式会社 埼玉県北本市	自 令和7年4月25日 至 令和7年5月8日 (2週間)	関東・甲信越	丸和工業株式会社は、令和5年9月2日、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じず、労働者が2階床面の開口部から転落し死亡する工事関係者事故を発生させた。 この件について、同社及び同社使用人は、令和6年11月12日、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 措置要領別表第 1 第8号 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)
4 郷土建設株式会社 北海道恵庭市	自 令和7年5月16日 至 令和7年7月15日 (2ヶ月間)	関東・甲信越	郷土建設(株)は当局発注の「新千歳空港事務所舎改修工事」の入札において、調査資料を期限までに作成・提出できないことを理由に低入札価格調査を辞退した。 措置要領別表第 2 第15号 (不正又は不誠実な行為)
5 日精株式会社 東京都港区	自 令和7年6月20日 至 令和7年8月19日 (2ヶ月間)	管内全域	公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
6 住友重機械搬送システム株式会社 東京都品川区	自 令和7年6月20日 至 令和7年8月19日 (2ヶ月間)	管内全域	公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
7 IHI運搬機械株式会社 東京都中央区	自 令和7年6月20日 至 令和7年8月19日 (2ヶ月間)	管内全域	公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
8 新明和工業株式会社 兵庫県宝塚市	自 令和7年6月20日 至 令和7年8月19日 (2ヶ月間)	管内全域	公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
9 フジバスク株式会社 東京都世田谷区	自 令和7年6月20日 至 令和7年10月19日 (4ヶ月間)	管内全域	公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
10 関電ファシリティーズ株式会社 大阪府大阪市	自 令和7年7月4日 至 令和7年10月3日 (3ヶ月間)	管内全域	関電ファシリティーズ株式会社は、大阪市内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反し技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格(1級電気工事施工管理技士)を取得し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして大阪府より11日間の営業停止処分を受けた。 措置要領別表第 2 第14号イ (建設業法違反行為)
11 大成産業株式会社 青森県青森市	自 令和7年7月4日 至 令和7年10月3日 (3ヶ月間)	管内全域	大成産業(株)の代表取締役及び社員は、秋田県が発注した道路補修工事及び道路・河川維持管理業務委託を巡り、同県職員が大成産業に対し下請けとして受注できるようにした見返りに現金を渡したとして、令和7年4月26日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕された。 措置要領別表第 2 第3号イ (贈賄)

12	パナソニック株式会社 大阪府門真市	自 令和7年7月18日 至 令和7年8月17日	関東・甲信越	パナソニック株式会社は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たない者を営業所の専任技術者として配置していた。このことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長から監督処分(指示)を受けた。 措置要領別表第 2 第13号 (建設業法違反行為)
13	パナソニック産機システムズ株式会社 東京都墨田区	自 令和7年7月18日 至 令和7年9月17日	東北及び関東・甲信越	パナソニック産機システムズ株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たない者を主任技術者として工事現場に配置していた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長より監督処分(営業停止22日間)を受けた。 措置要領別表第 2 第13号 (建設業法違反行為)
14	パナソニック関東設備株式会社 群馬県前橋市	自 令和7年7月18日 至 令和7年9月17日	関東・甲信越	パナソニック関東設備株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たない者を主任技術者として工事現場に配置していた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長より監督処分(営業停止22日間)を受けた。 措置要領別表第 2 第13号 (建設業法違反行為)
15	パナソニックマーケティングジャパン株式会社 大阪府大阪市	自 令和7年7月18日 至 令和7年10月17日	管内全域	パナソニックマーケティングジャパン株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たない者を主任技術者として工事現場に配置していた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長から監督処分(営業停止22日間)を受けた。 また、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、同日、関東地方整備局長から監督処分(指示)を受けた。 措置要領別表第 2 第13号 (建設業法違反行為)
16	パナソニック環境エンジニアリング株式会社 大阪府吹田市	自 令和7年7月18日 至 令和7年10月17日	管内全域	パナソニック環境エンジニアリング(株)は、施工管理技術検定試験及び監理技術者資格者証に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年8月23日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。 当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局長より指示処分及び営業停止処分(22日間)を受けた。 措置要領別表第 2 第13号 (建設業法違反行為)
17	パナソニックEWエンジニアリング株式会社 大阪府大阪市	自 令和7年7月18日 至 令和7年8月17日	関東・甲信越	パナソニックEWエンジニアリング(株)は、施工管理技術検定試験及び監理技術者資格者証に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年8月23日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。 当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者として配置していたことが確認された。このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より指示処分及び営業停止処分(22日間)を受けた。 措置要領別表第 2 第13号 (建設業法違反行為)
18	ランゲート株式会社 京都府京都市	自 令和7年7月28日 至 令和7年8月27日	関東・甲信越	ランゲート(株)の元社長及び元役員は、令和4年4月、厚生労働省から同社が令和3年度に受託した「就業環境整備・改善支援事業」の費用を水増して同省に報告し、概算払い事前に受け取った委託費3億6300万円のうち、返金すべき余剰金約4160万円を詐取した疑いがあるとし、令和7年6月11日、詐欺容疑で警視庁に逮捕された。 措置要領別表第 2 第15号 (不正又は不誠実な行為)
19	多野産業株式会社 群馬県藤岡市	自 令和7年8月8日 至 令和7年11月7日	管内全域	多野産業(株)の代表取締役は、令和6年6月ごろ、群馬県藤岡市が発注した公共工事の一般競争入札を巡り、非公開の最低制限価格を藤岡市副市長から入手したとして、令和7年5月13日、群馬県警察に官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕された。 措置要領別表第 2 第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)
20	株式会社グンエイ 群馬県太田市	自 令和7年8月8日 至 令和7年11月7日	管内全域	株式会社グンエイの専務取締役は、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自分たちに有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和7年6月19日、埼玉・群馬県警合同捜査本部に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、かつその後令和7年7月9日、さいたま地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。 措置要領別表第 2 第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)

21	関東建設工業株式会社 群馬県太田市	自 令和7年8月8日 至 令和7年10月7日	関東・甲信越	関東建設工業株式会社の営業部長は、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自分たちに有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和7年6月19日、埼玉・群馬県警合同捜査本部に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、かつその後令和7年7月9日、さいたま地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。 措置要領別表第2 第8号イ (公契約関係競売等妨害又は談合)
22	株式会社ADKマーク ティング・ソリューションズ 東京都港区	自 令和7年9月5日 至 令和7年11月4日	管内全域	(株)ADKマークティング・ソリューションズは、公正取引委員会により、令和7年6月23日、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として排除措置命令が行われた旨公表された。 措置要領別表第2 第5号 (独占禁止法違反行為)
23	株式会社小又建設 青森県上北郡	自 令和7年9月5日 至 令和7年10月4日	東 北	株式会社小又建設の取締役副社長が、福島県耶麻郡磐梯町の太陽光発電所の造成工事で発生した木くず約56.3トンを敷地内に不法に投棄したとして、令和7年7月2日、猪苗代警察署に廃棄物処理法違反の疑いで逮捕された。 措置要領別表第2 第15号 (不正又は不誠実な行為)
24	大館桂工業株式会社 秋田県大館市	自 令和7年9月5日 至 令和7年10月4日	東 北	令和4年5月27日、下請として入場した秋田県鹿角市の解体工事現場で、脚立を使用しダクトの解体作業をしていたところ、脚立から転落する災害が発生したことについて、大館桂工業株式会社の現場代理人ほか2名は、元請事業者である株式会社石川組の現場代理人と共に調査して虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に提出した。このことにより、令和7年4月21日に労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、令和7年6月24日、大館桂工業株式会社に対し罰金20万円、現場代理人ほか2名に対し罰金10万円の判決が確定した。 措置要領別表第2 第15号 (不正又は不誠実な行為)
25	株式会社石川組 秋田県鹿角市	自 令和7年9月5日 至 令和7年10月4日	東 北	令和4年5月27日、秋田県鹿角市の解体工事現場で、下請事業者である大館桂工業株式会社の労働者が脚立を使用しダクトの解体作業をしていたところ、脚立から転落する災害が発生したことについて、元請事業者である株式会社石川組の現場代理人は、下請事業者の現場代理人と共に調査して虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に提出した。このことにより令和7年4月21日に労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、令和7年6月24日、株式会社石川組の現場代理人に対し罰金20万円の判決が確定した。 措置要領別表第2 第15号 (不正又は不誠実な行為)
26	株式会社佐武建設 岩手県陸前高田市	自 令和7年9月26日 至 令和7年10月9日	東 北	(株)佐武建設は、令和4年12月8日、岩手県土地開発公社発注の造成工事現場内において、汚水管設置のために掘削した溝の中で作業を行わせる際、地山の崩壊等による危険を防止するための措置を講じなかつたため、掘削した法面の土砂が崩壊し、崩壊した土砂に労働者が巻き込まれ、その約1ヵ月後に死亡する事故を起こした。このことにより、令和7年2月12日に同社社員が労働安全衛生法違反で罰金の有罪判決を受け、同年2月27日に刑が確定した。 措置要領別表第1 第8号 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)
27	株式会社小池建設 長野県飯田市	自 令和7年10月6日 至 令和7年11月5日	関東・甲信越	株式会社小池建設及び同社代表取締役(当時)は、令和5年7月10日、「飯田市維持修繕工事」の現場において、他の事業者から派遣された労働者が、コンクリート破断作業中に右足部挫創を負った労働災害が発生したことについて、飯田労働基準監督署へ労働者死傷病報告書の提出を怠った。このことにより、労働安全衛生法違反で略式起訴され、令和7年4月23日、飯田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 措置要領別表第2 第15号 (不正又は不誠実な行為)
28	株式会社ティーバランス 東京都足立区	自 令和7年10月6日 至 令和7年11月5日	関東・甲信越	株式会社ティーバランスは、東京都内の公共工事において、建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳及び同条第4項に規定する施工体系図に事実と異なる監理技術者の氏名を記載し、発注者に提出し、発注者から指摘されるまで施工体制台帳等の変更を行わなかつた。このことにより、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、東京都知事より指示処分を受けた。 措置要領別表第2 第13号 (建設業法違反行為)
29	丸浜舗道株式会社 山梨県甲府市	自 令和7年10月6日 至 令和7年11月5日	関東・甲信越	丸浜舗道株式会社は、山梨県から請け負った主任技術者を工事現場に専任で置くことが必要な工事に配置した主任技術者を、甲府市上下水道局から請け負った2件の工事に、工期が重複しているにもかかわらず配置し、施工に当たらせていました。このことが、建設業法第26条第3項の規定に違反し、同法第28条第1項本文に該当するとして、令和7年5月9日、山梨県知事から指示処分を受けた。 措置要領別表第2 第13号 (建設業法違反行為)

30	株式会社大達土木 東京都江戸川区	自 令和7年10月6日 至 令和7年12月5日	関東・甲信越	株式会社大達土木は、東京都内の公共工事において、一次下請業者が請け負った建設工事を一括して二次下請業者に請け負わせていた事實を把握しながら、建設業法第24条の7第1項及び第2項に違反して、これらの下請業者に対する指導等を怠った。また、別の東京都内の複数の公共工事において、建設業法第24条の8第1項及び第4項に規定する施工体制台帳及び施工体系図について、事業と異なる施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注者に提出した。さらに、別の東京都内の公共工事において、建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳について、事業と異なる施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出した。これらのことから、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、東京都知事より25日間の営業停止処分を受けた。 措置要領別表第 2 第13号 (建設業法違反行為)
31	株式会社中央技術コンサルタント 東京都新宿区	自 令和7年10月24日 至 令和8年1月23日	管内全域	株式会社中央技術コンサルタントの東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年7月21日、宮城県警察に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、令和7年8月8日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。 その後、当該事業者の東北支店長は、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年8月20日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴された。 措置要領別表第 2 第8号イ (公契約関係競売等妨害又は談合)
32	株式会社ジェイアール東日本企画 東京都渋谷区	自 令和7年11月11日 至 令和8年8月10日	管内全域	当該事業者は、国土交通省及び観光庁が令和5年度に交付した補助金2件(※)に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に記載して国土交通省等に提出し、補助金を過大に請求していた。 (※)「住宅市街地総合整備事業補助金(空き家対策総合支援事業(モデル性の高い空き家対策に関する広報等を行う事業))」及び「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金(観光再始動事業)」 措置要領別表第 2 第15号 (不正又は不誠実な行為)
33	新明和工業株式会社 兵庫県宝塚市	自 令和7年11月21日 至 令和8年1月20日	管内全域	当該事業者は、かねてから、月1回の頻度で開催する別会社の部長級の者との会合において、特定特装車製品の販売価格等に関する情報交換を行っていたところ、鋼材等の特定特装車製品の原材料の価格が高騰していたことから、遅くとも令和4年2月4日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意した。加えて、令和4年4月以降も、鋼材等の価格が引き続き高騰していたことから、遅くとも令和4年2月7日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車のうち特に販売価格の引上げが必要であった陸介車に取り付けられる架装物及びテールゲートリフタの販売価格を更に引き上げることを合意した。令和7年9月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公示した。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
34	極東開発工業株式会社 大阪府大阪市	自 令和7年11月21日 至 令和8年1月20日	管内全域	当該事業者は、かねてから、月1回の頻度で開催する別会社の部長級の者との会合において、特定特装車製品の販売価格等に関する情報交換を行っていたところ、鋼材等の特定特装車製品の原材料の価格が高騰していたことから、遅くとも令和4年2月4日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意した。加えて、令和4年4月以降も、鋼材等の価格が引き続き高騰していたことから、遅くとも令和4年2月7日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車のうち特に販売価格の引上げが必要であった陸介車に取り付けられる架装物及びテールゲートリフタの販売価格を更に引き上げることを合意した。令和7年9月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公示した。また当該事業者に対して、排除措置命令及び譲微金納付命令を行った。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
35	Daigasガスアンドパワーソリューション株式会社 大阪府大阪市	自 令和7年11月21日 至 令和8年1月1日	東 北	当該事業者は、広島県内、秋田県内及び福島県内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反して、当該工事現場に資格要件を満たす主任技術者を配置しなかった。このことが建設業法第28条第3項に該当するとして、令和7年9月22日、大阪府知事より営業停止処分(7日間)を受けた。 措置要領別表第 2 第13号 (建設業法違反行為)
36	東邦車輛株式会社 群馬県邑楽郡	自 令和7年11月28日 至 令和8年1月27日	管内全域	当該事業者は、かねてから、自社の営業戦略を検討する材料の一つとするため特定トレーラーの車種ごとの納期の目安に関して別会社と情報交換を行っていたところ、特定トレーラーの原材料の一つである鋼材の価格が高騰していたことから、特定トレーラーの販売価格を引き上げる旨や引き上げる金額の目安等について情報交換を行い、遅くとも令和3年12月22日までに、令和4年2月1日頃以降に販売する特定トレーラーの販売価格を引き上げることを合意した。また、令和4年2月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことから、遅くとも同年7月12日までに、同年8月1日頃以降に販売する特定トレーラーの販売価格を引き上げることを合意した。加えて、令和4年8月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことに加え、アルミ等の他の特定トレーラーの原材料の価格等が高騰していたことから、遅くとも同年12月22日までに、令和5年2月1日頃以降に販売する特定トレーラーの販売価格を引き上げることを合意した。令和7年9月24日、公正取引委員会は、上記の行為は独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公示した。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)

37	日本トレクス株式会社 愛知県豊川市	自 令和7年11月28日 至 令和8年1月27日	管内全域	<p>当該事業者は、かねてから、自社の営業戦略を検討する材料の一つとするため特定トレーラの車種ごとの納期の目安に関して別会社と情報交換を行っていたところ、特定トレーラの原材料の一つである鋼材の価格が高騰していたことから、特定トレーラの販売価格を引き上げる旨や引き上げる金額の目安等について情報交換を行い、遅くとも令和3年12月22日までに、令和4年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。また、令和4年2月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことから、遅くとも同年7月12日までに、同年8月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。加えて、令和4年8月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことに加え、アルミ等の他の特定トレーラの原材料の価格等が高騰していたことから、遅くとも同年12月22日までに、令和5年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。令和7年9月24日、公正取引委員会は、上記の行為は独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表した。また貴社に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</p> <p>措置要領別表第2 第5号 (独占禁止法違反行為)</p>
38	八咫商事合同会社 北海道札幌市	自 令和7年12月1日 至 令和7年12月31日	関東・甲信越	<p>当該事業者は、陸上自衛隊富士学校発注の静岡県内の工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施工令第1条の第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて、請負契約を締結した。このことが建設業法第28条第2項第2号に該当するとして、令和7年10月16日、静岡県知事より指示処分を受けた。</p> <p>措置要領別表第2 第13号 (建設業法違反行為)</p>
39	株式会社浜屋組 栃木県矢板市	自 令和7年12月12日 至 令和8年1月11日	関東・甲信越	<p>当該事業者は、栃木県発注の工事において、令和5年12月28日に発生した休業4日以上の労働災害に関して、労働者死傷病報告書を所轄の大田原労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかった。このことにより、当該事業者の使用人(当時)は、労働安全衛生法違反により、令和7年6月10日に大田原簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。</p> <p>措置要領別表第2 第15号 (不正又は不誠実な行為)</p>
40	赤城造林有限会社 群馬県沼田市	自 令和7年12月12日 至 令和8年1月11日	関東・甲信越	<p>当該事業者は、群馬県沼田市利根町根利地内の私有林皆伐現場において、令和5年12月12日に発生した休業4日以上の労働災害に関して、労働者死傷病報告書を所轄の沼田労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかった。このことにより、当該事業者及び同社代表取締役(当時)は、労働安全衛生法違反及び労働安全衛生規則違反により、令和6年12月12日、沼田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和7年1月7日にその刑が確定し、令和7年7月28日、群馬県より建設業法第28条第1項第3号に基づく指示処分を受けた。</p> <p>措置要領別表第2 第15号 (不正又は不誠実な行為)</p>
41	松浦建設株式会社 神奈川県小田原市	自 令和7年12月19日 至 令和8年3月18日	管内全域	<p>当該事業者の代表取締役(当時)及び営業部長(当時)が、神奈川県小田原市の下水道工事などを巡り、小田原市環境部長が収賄容疑で逮捕された事件で、当該事業者に便宜を図った見返りとして、令和6年8月と令和7年2月の2回、計20万円分の商品券を渡したとして、令和7年9月24日、横浜地方検察庁に贈賄の罪で起訴された。</p> <p>措置要領別表第2 第3号イ (贈賄)</p>
42	京葉ガスエナジーソリューション株式会社 千葉県市川市	自 令和7年12月23日 至 令和8年2月22日	関東・甲信越	<p>当該事業者の従業員(当時)は千葉県が発注する配水管工事において、千葉県企業局の職員から漏洩された予定価格をもとに入札し公正を害したとして、令和7年7月3日、千葉地方検察庁に公契約関係競売等妨害の疑いで略式起訴された。</p> <p>措置要領別表第2 第8号イ (公契約関係競売等妨害又は談合)</p>
43	ビックス 福岡県福岡市	自 令和7年12月26日 至 令和8年3月25日	関東・甲信越	<p>当該事業者は当局発注の「新千歳空港事務所札幌分室受配電設備改良」の入札(令和7年11月6日開札)において、最低金額での入札を行ったため落札者に決定されたが、落札決定後に契約辞退を申し出た。</p> <p>措置要領別表第2 第15号 (不正又は不誠実な行為)</p>
44	東京ガスコミュニケーションズ株式会社 東京都新宿区	自 令和8年1月6日 至 令和8年3月5日	関東・甲信越	<p>当該事業者は、東京都内の複数の民間工事において、建設業法第26条第5項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置した。このことが建設業法第28条第1項第2号及び同条第3項に該当するとして、令和7年10月23日、東京都知事より営業停止処分(22日間)を受けた。</p> <p>措置要領別表第2 第13号 (建設業法違反行為)</p>
45	株式会社ニッパツパーキングシステムズ 神奈川県横浜市	自 令和8年1月6日 至 令和8年2月16日	関東・甲信越	<p>当該事業者は、令和3年から令和6年の間に東京都及び神奈川県で実施した複数の建設工事において、建設業法第26条第1項の規定に基づき、主任技術者として資格を有する者を工事現場に配置すべきところ、これに違反して適切な配置を行わなかつた。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年8月1日、神奈川県知事より営業停止処分(15日間)を受けた。</p> <p>措置要領別表第2 第13号 (建設業法違反行為)</p>
46	有限会社兼平 東京都国立市	自 令和8年1月9日 至 令和8年2月19日	関東・甲信越	<p>当該事業者は、東京都内の公共工事において、建設業法第3条第1項第2号の規定に違反して、特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、下請代金の額が建設業法施行令第2条に規定する金額以上となる下請契約を締結した。このことが、建設業法第28条第1項第2号及び同条第3項に該当するとして、東京都知事より営業停止処分(7日間)を受けた。</p> <p>措置要領別表第2 第13号 (建設業法違反行為)</p>